

2020年2月27日

東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号

株式会社ディー・エヌ・エー

代表取締役社長 守安 功



吸収分割に関する事前開示事項

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める書面)

当社は、JapanTaxi 株式会社（住所：東京都千代田区紀尾井町 3-12 紀尾井町ビル、以下「JapanTaxi」といいます。）との間で、当社を分割会社、JapanTaxi を承継会社とし、2020年4月1日を効力発生日として、当社の「MOV」の名称で運営するタクシー配車アプリ及びタクシー広告並びに「DRIVE CHART」の名称で運営するAIを活用した商用車向け交通事故削減支援サービス等の事業（以下「本件事業」といいます。）に関する権利義務をJapanTaxi に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）に関する契約を締結いたしました。

本件分割に関する事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項第2号）

2020年2月27日付で当社とJapanTaxi にて締結した吸収分割契約書は、別紙1のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号）

本件分割に際して、JapanTaxi は、当社に対して JapanTaxi の普通株式 200,000 株を割り当てます。本件分割における分割対価については、本件事業及び JapanTaxi の財務状況等を勘案し、当社及び JapanTaxi と協議・交渉の上、上記の株式数を分割対価とする旨の合意に至ったものであり、当社はその内容は相当であると判断しております。また、本件分割による JapanTaxi の資本金及び準備金の増加額は、本件分割後の JapanTaxi における機動的な資本政策を考慮し、会社計算規則に基づき決定したものであり、相当であると判断しております。

3. 分割と同時に行う剰余金の配当等に関する事項（会社法施行規則第183条第2号）

該当事項はありません。

4. 新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 3 号）

該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）

（1）吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙 2 のとおりです。

（2）吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（3）吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

6. 分割会社に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 5 号）

当社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

7. 債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

（1）当社について

当社の最終事業年度末日（2019 年 3 月 31 日）現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額はそれぞれ 208,440 百万円及び 20,132 百万円であるところ、本件分割により JapanTaxi に承継する予定の資産及び負債の額はそれぞれ 525 百万円及び 300 百万円であることから、本件分割後においても当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本件分割後の当社の収益状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。

以上より、本件分割後においても、当社の債務については、履行の見込みがあると判断いたします。

（2）JapanTaxi について

JapanTaxi の最終事業年度（2019 年 5 月 31 日）現在の貸借対照表は 5.（1）記載のとおりであるところ、当社が JapanTaxi に承継させる予定の資産の額及び負債の額はそれぞれ 525 百万円及び 300 百万円であるため、本件分割後において JapanTaxi の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれます。

また、本件分割後の JapanTaxi の収益状況について、JapanTaxi の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。

以上より、本件分割後においても JapanTaxi の債務の履行の見込みがあると判断

いたしました。

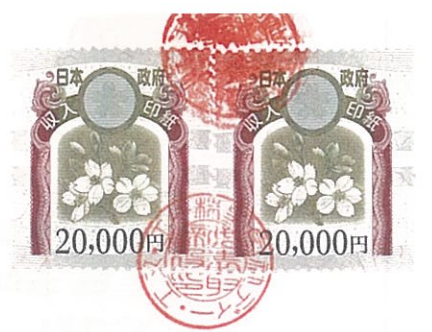
以上

別紙 1 吸収分割契約書（原本写し）

別紙 2 承継会社計算書類等

別紙 1

吸収分割契約書



JapanTaxi 株式会社(以下「承継会社」という。)及び株式会社ディー・エヌ・エー(以下「分割会社」といい、承継会社及び分割会社を以下「当事者」という。)は、分割会社の「MOV」の名称で運営するタクシー配車アプリ及びタクシー広告並びに「DRIVE CHART」の名称で運営する AI を活用した商用車向け交通事故削減支援サービス等の事業並びにこれに関連する事業(以下併せて「対象事業」という。)に関して分割会社が有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」という。)に関し、2020 年 2 月 27 日付けで、以下のとおり吸収分割契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第 1 条 (吸収分割)

分割会社は、本契約に定めるところに従い、本効力発生日(第 6 条に定義される。以下同じ。)をもって、吸収分割の方法により、本承継対象権利義務(第 5 条第 1 項に定義される。以下同じ。)を承継会社に承継させ、承継会社は、これを承継する。

第 2 条 (当事会社の商号及び住所)

分割会社及び承継会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

分割会社 商号：株式会社ディー・エヌ・エー

住所：東京都渋谷区渋谷二丁目 21 番 1 号

承継会社 商号：JapanTaxi 株式会社

住所：東京都千代田区紀尾井町 3 番 12 号 紀尾井町ビル

第 3 条 (本吸収分割に際して交付する対価に関する事項)

承継会社は、本吸収分割に際して、分割会社に対し、本効力発生日に、本吸収分割の対価として、承継会社の普通株式 200,000 株を交付する。

第 4 条 (承継会社の資本金及び準備金に関する事項)

承継会社は、本吸収分割により資本金及び資本準備金の額を増加しない。

第 5 条 (本吸収分割により承継する権利義務)

1. 本吸収分割に際し、承継会社が分割会社から承継する権利義務(以下「本承継対象権利義務」という。)は、別紙「本承継対象権利義務明細」に定めるところとする。但し、法令により本吸収分割により承継することができない権利義務を除く。
2. 本吸収分割による分割会社から承継会社に対する債務の承継については、免責的債務引受の方法による。

3. 当事者は、本承継対象権利義務のうちその承継又は対抗要件具備のために登記、登録、通知、承諾その他の手続を必要とするものにつき、相互に協力してこれを行うものとし、かかる手続の履行に要する公租公課及び費用は、承継会社の負担とする。

第 6 条 (本吸収分割の効力発生日)

本吸収分割がその効力を生ずる日(以下「本効力発生日」という。)は、2020 年 4 月 1 日とする。但し、本吸収分割の手続の進行等に応じて本効力発生日を変更する必要がある場合、当事者は、相互に協議し、合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第 7 条 (吸収分割契約の承認)

1. 分割会社は、会社法第 784 条第 2 項の定めに従い、同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行う。
2. 承継会社は、本効力発生日の前日までに、株主総会において、本契約の承認その他本吸収分割に必要な事項に関する決議(書面決議を含む。)を行う。

第 8 条 (精 算)

1. 本効力発生日以降、以下の各号に定める事由が生じた場合、各当事者は、相手方当事者に対し、当該各号に定める額の支払を請求することができる。
 - (1) 相手方当事者が自らに帰属すべき金銭債権の弁済その他の支払を受領した場合
当該受領額
 - (2) 自らが相手方当事者の負担すべき金銭債務につき弁済その他の負担をした場合
当該負担額
2. 前項各号に定める金銭債権又は金銭債務が一定の期間について計算されるものである場合、本効力発生日を含む期間に係る債権又は債務については、本効力発生日の前後をもって按分(当該期間に含まれる日数による日割り計算とする。)し、本効力発生日の前日以前の期間に相当する分が基準時点(別紙に定義する。以下同じ。)以前に生じた原因に基づくものとして分割会社に、本効力発生日以後の期間に相当する分が基準時点よりも後に生じた原因に基づくものとして承継会社に、それぞれ帰属するものとみなす。

第 9 条 (競業禁止義務)

分割会社は、会社法第 21 条に基づく競業避止義務を負わない。

第 10 条 (本契約の解除・変更)

本契約の締結日から本効力発生日の前日までの間に、対象事業又は本承継対象権利義務に重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合、当事者は、相互に協議し、合意の上、本契約

を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 11 条 (準拠法及び管轄裁判所)

本契約は、日本法に準拠するものとし、日本法に従って解釈される。当事者は、本契約の履行または解釈に関し紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第 12 条 (誠実協議)

当事者は、本契約に定めのない事項または本契約の解釈に関し何らかの疑義が生じた場合には、誠意をもって協議を行うものとする。

(以下余白)

以上を証するため、本契約の当事者は本契約に署名または記名押印する。

2020年2月27日

承継会社：

東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル

JapanTaxi 株式会社

代表取締役社長 川鍋 一郎



以上を証するため、本契約の当事者は本契約に署名または記名押印する。

2020年2月27日

分割会社：

東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号

株式会社ディー・エヌ・エー

代表取締役社長 守安 功



本承継対象権利義務明細

第1 資産

以下に掲げる分割会社の資産。但し、本効力発生日の前日の終了時点(以下「基準時点」という。)において有効に存在するものに限る。

1 流動資産

対象事業に属する売掛金、未収金、立替金、貯蔵品、仕掛品、前払費用、仮払金、前渡金、前渡費用

但し、基準時点において、対象事業において使用されておらず、かつ使用される見込みのないもの、対象事業以外の事業と共同で使用されているもの及び第三者と共同で利用する権利が設定されているものを除く。

2 固定資産

(1) 有形固定資産

対象事業に属する工具器具備品

但し、基準時点において、対象事業において使用されておらず、かつ使用される見込みのないもの、対象事業以外の事業と共同で使用されているもの及び第三者と共同で利用する権利が設定されているものを除く。

(2) 無形資産

対象事業に属するソフトウェア並びに特許権、商標権及び意匠権その他の知的財産権

但し、基準時点において、対象事業において使用されておらず、かつ使用される見込みのないもの、対象事業以外の事業と共同で使用されているもの及び第三者と共同で利用する権利が設定されているものを除く。

(3) 投資その他の資産

対象事業に属する長期前払費用

第2 負債

対象事業に属する未払金、前受金、前受収益、預り金、リース債務(但し、疑義を避けるために言えば、潜在債務・偶発債務は除く。)

第3 契約(労働契約を除く。)

分割会社が当事者となる対象事業のみにかかる契約(労働契約を除く。)(但し、基準時点において有効に存在するものに限る。)並びに当該契約に基づく一切の債権及び債務(但し、基準時点以前に生じた原因に基づく一切の金銭債権及び金銭債務(潜在債務・偶発債務を含む。))を除く。)

第4 労働契約

以下の従業員番号により特定される従業員(但し、労働契約承継法第5条第1項に基づき分割会社に異義を申し出た者を除く。)及び対象事業に主として従事する分割会社の従業員であって、労働契約承継法第4条第1項に基づき分割会社に異議を申し出た者との間の労働契約(但し、基準時点において有効に存在するものに限る。)並びに当該契約に基づく一切の債権債務(但し、未払賃金債務その他の基準時点以前に生じた原因に基づく一切の金銭債権及び金銭債務、並びに2019年10月から2020年3月までを対象期間として2020年6月に支給予定の賞与を除く。)

10001046	10001481	10002127	10002437	10002505
10002690	10002760	10003962	10004363	10004861
10004874	10005189	10005208	10005307	10005613
10006091	10006372	10006553	10014902	10006757
10006874	10006897	10007015	10007155	10007595
10007652	10007972	10008210	10008522	10008655
10008788	10009328	10009479	10009595	10009601
10009952	10010105	10010131	10010585	10010707
10010794	10010802	10010912	10011144	10011339
10011350	10011397	10011408	10011415	10011416
10011487	10011488	10011504	10011587	10011606
10011654	10011744	10011830	10011831	10011833
10011857	10011908	10011920	10012005	10012029
10012039	10012111	10012173	10012181	10012195
10012212	10012241	10012312	10015283	10012369
10012372	10012460	10012468	10012487	10012489
10012520	10012537	10012551	10012573	10012594
10012618	10012646	10012667	10012683	10012718
10012763	10012807	10012841	10012853	10012858
10012898	10012905	10012933	10012951	10012960
10012982	10012999	10013009	10013035	10013192
10013193	10013256	10013289	10013303	10013308
10013335	10013365	10013378	10013389	10013426
10013447	10013469	10013483	10013484	10013509
10013511	10013545	10013553	10013586	10013590
10013612	10013640	10013690	10013693	10013695

第43期事業報告

(2018年6月1日から
2019年5月31日まで)

10013728	10013754	10013818	10013823	10013829
10013836	10013860	10013868	10013878	10013879
10013880	10013897	10013905	10013906	10013932
10013936	10013937	10013967	10013990	10014003
10014005	10014031	10014054	10014128	10014129
10014204	10014218	10014229	10014238	10014239
10014244	10014267	10014271	10014296	10014297
10014305	10014308	10014309	10014339	10014347
10014360	10014372	10014373	10014412	10014448
10014468	10014485	10014486	10014488	10014489
10014493	10014494	10014542	10014572	10014598
10014640	10014652	10014653	10014660	10014664
10014679	10014680	10014749	10014750	10014784
10014795	10014797	10014800	10014810	10014818
10014831	10014838	10014860	10014886	10014888
10014890	10014904	10014914	10014953	10014961
10014983	10014984	10014993	10014995	10015004
10015010	10015030	10015043	10015065	10015066
10015067	10015073	10015081	10015089	10015094
10015107	10015113	10015114	10015117	10015123
10015124	10015126	10015148	10015167	10015177
10013358	10014647	10013345	10009018	

削除式字加入式字



会社の現況に関する重要な事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、世界経済の緩やかな回復、企業収益・雇用・所得環境の改善等を背景に緩やかな回復基調が続きました。一方で、米中間の通商問題や欧州の政治動向、金融資本市場の変動の影響等、海外経済が我が国の景気を下押しするリスクは、依然として留意が必要となっております。

当社が属する情報サービス産業においては、設備投資に持ち直しの動きがみられるなか、生産性や効率性の向上を目的とした従来型のIT投資に加え、クラウド対応、AIの活用、ビッグデータ分析、サイバーセキュリティ対策、IoTへの拡張等、戦略分野における投資は拡大していくことが見込まれております。一方で、最新技術に順応できる優秀なエンジニアを確保し、高付加価値サービスを早期に開発、展開していくことが、業界全体としての課題となっております。

このような事業環境のもと、当社は次のとおり、積極的な新規プロダクトの開発及び営業施策を展開して参りました。

① タクシー配車アプリ

当社が運営するタクシー配車アプリについては、Google Play ベストアプリ 2018 を受賞したほか、2018年11月には全国でのTVCMを実施した結果、2019年4月には700万ダウンロードを突破いたしました。

② 広告タブレット

当社が開発・提供するQR決済・多言語対応広告タブレットにつきましては、2018年7月に全国展開を開始し、2018年9月には業界で初めて、決済機付き広告タブレットの全国展開を開始いたしました。

③ タクシー・エボリューションプラン

タクシーユーザー、タクシー会社及び乗務員のタクシーUX(ユーザー・エクスペリエンス)向上を目指し、東京オリンピックまで、大都市圏におけるタクシー配車アプリ及び決済機付き広告タブレット導入に係る初期費用及び月額利用料を実質無料とし、決済手数料を引き下げる「タクシー・エボリューションプラン」を、2019年1月1日より開始いたしました。

④ JapanTaxi Data Platform

2019年1月に「モビリティ研究開発部」を新設し、日本の移動・生活をより快適にすることを目的に、タクシーから得る、あらゆるデータを集積・分析する「JapanTaxi Data Platform」を開始いたしました。

⑤ JapanTaxi DRIVER'S

アプリユーザーからの配車注文を、コールセンターを介さず直接タクシー乗務員が受けることができ、リアルタイムの動態管理、精度の高い探車ロジックかつマルチキャスト配車による配車時間の短縮と配車率の向上を実現する、乗務員向けタブレット「JapanTaxi

DRIVER'S」の提供を、2019年4月より開始いたしました。

以上の結果、当事業年度の売上高は1,964百万円（前会計年度比27.2%増）となりました。損益面については、営業、開発への投資や人材の採用を積極的に行った結果、営業損失2,190百万円、経常損失2,164百万円、当期純損失2,905百万円となりました。

なお、当社は「タクシーUX事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において決済機付き広告タブレット用決済機の取得として436百万円等の設備投資を行いました。なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

(3) 資金調達の状況

2018年8月17日に、第三者割当による新株式を発行し、これにより2,250百万円を調達いたしました。また、2018年9月14日に、第三者割当による新株式を発行し、これにより1,500百万円を調達いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

2018年11月30日に、EDS（エキスパート・ドライバー・サービス）事業を日本交通株式会社に事業譲渡いたしました。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

当事業年度において当該事項は行っておりません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当事業年度において当該事項は行っておりません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

2018年7月7日に、株式会社電脳交通が発行したA種優先株式3,004株（1株につき金23,304円）を引受けました。

(8) その他会社の現況に関する重要な事項

2019年5月30日に、資本金6,460百万円のうち6,360百万円及び資本準備金の全額にあたる6,450百万円を減少し、資本金を100百万円といたしました。

(9) 対処すべき課題

① タクシー会社との関係の拡大及び強化

今後の経営課題につきましては、当社のクライアントであるタクシー会社との関係の拡大及び強化があげられます。当社といたしましては、タクシー配車アプリ、広告タブレットを

始めとした当社製品の提供を通じタクシー会社のIT化を促すことで、その結果タクシー会社の収益力を高めることが、当社の提携タクシー社数、タクシー台数を増加させ、ひいてはタクシー会社との関係の拡大、強化に繋がると考え、当社製品の拡販に努めて参ります。

② 情報セキュリティ体制の強化

情報保護の重要性が近年ますます高まっており、情報セキュリティ体制の強化が喫緊の課題と認識しております。当社では情報セキュリティ管理システムの認証制度であるISO/IEC27001(ISMS)認証の取得を目指し、情報セキュリティ体制の強化に努めて参ります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上

第43期 計算書類 (貸借対照表 損益計算書 株主資本等変動計算書 個別注記表)

別紙をご参照ください。

独立監査人の監査報告書

2019 年 8 月 9 日

JapanTaxi 株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柴 田 憲 一 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、JapanTaxi 株式会社の 2018 年 6 月 1 日から 2019 年 5 月 31 日までの第 43 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

私、監査役は、2018年 6 月 1 日から2019年 5 月31日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

2019年 8 月20日

JapanTaxi株式会社

監 査 役 猪 野 正 明 ㊞

第 43 期

計算書類

自 2018年6月1日

至 2019年5月31日

J a p a n T a x i 株式会社

貸借対照表

2019年5月31日現在

JapanTaxi株式会社

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
【流 動 資 産】	9,746,154	【流 動 負 債】	1,628,231
現金及び預金	8,536,952	買掛金	294,399
売掛金	271,903	未払金	148,141
商品	382,656	未払費用	43,404
貯蔵品	4,090	未払法人税等	5,753
前渡金	261,992	預り金	1,136,234
前払費用	69,643	その他	297
その他	218,916		
【固 定 資 産】	1,025,285	【固 定 負 債】	26,225
(投資その他の資産)	1,025,285	資産除去債務	26,225
投資有価証券	70,005		
長期貸付金	510,000		
関係会社株式	422,700		
その他	22,579		
		負 債 合 計	1,654,457
		純 資 産 の 部	
		【株 主 資 本】	9,108,882
		(資 本 金)	100,000
		(資 本 剰 余 金)	12,810,000
		その他資本剰余金	12,810,000
		(利 益 剰 余 金)	△3,801,117
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	△3,803,617
		別途積立金	94,000
		繰越利益剰余金	△3,897,617
		【新 株 予 約 権】	8,100
		純 資 産 合 計	9,116,982
資 産 合 計	10,771,439	負 債・純 資 産 合 計	10,771,439

損益計算書

自 2018年6月1日
至 2019年5月31日

JapanTaxi株式会社
(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,964,736
売 上 原 価		2,043,165
売 上 総 損 失		78,428
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,111,592
営 業 損 失		2,190,021
営 業 外 収 益		35,199
営 業 外 費 用		9,605
経 常 損 失		2,164,427
特 別 損 失		
減 損 損 失	739,311	739,311
税 引 前 当 期 純 損 失		2,903,738
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	5,768	
法 人 税 等 調 整 額	△3,522	2,245
当 期 純 損 失		2,905,984

株主資本等変動計算書

自 2018年6月1日
至 2019年5月31日

株主資本													新株予約権	純資産合計
資本金	資本剰余金			資本剰余金合計	利益準備金	利益剰余金			株主資本合計					
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計			その他利益剰余金								
						別途積立金	繰越利益剰余金							
							円	円				円		
当期首残高	4,585,000	4,575,000		4,575,000	2,500	94,000	△ 933,896	△ 837,396	8,322,603	8,100	8,330,703			
誤謬の訂正による累積的影響額														
過及修正後当期首残高	4,585,000	4,575,000		4,575,000	2,500	94,000	△ 991,632	△ 895,132	8,264,867	8,100	8,272,967			
当期変動額														
新株の発行	1,875,000	1,875,000		1,875,000					3,750,000		3,750,000			
減資	△ 6,360,000	△ 6,450,000	12,810,000	6,360,000										
当期純損失（△）							△ 2,905,984	△ 2,905,984	△ 2,905,984		△ 2,905,984			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）														
当期変動額合計	△ 4,485,000	△ 4,575,000	12,810,000	8,235,000			△ 2,905,984	△ 2,905,984	844,015		844,015			
当期末残高	100,000	—	12,810,000	12,810,000	2,500	94,000	△ 3,897,617	△ 3,801,117	9,108,882	8,100	9,116,982			

JapanTaxi株式会社

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によってお
ります。

① 商品

総平均法

② 貯蔵品

個別原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016 年 4 月 1 日以降に取得した
建物附属設備については定額法によっております。

② 無形固定資産

定額法によっております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

前事業年度において、「未払金」に含めていた「買掛金」は金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

3. 誤謬の訂正に関する注記

(1) 誤謬の内容

当事業年度において、過年度における会計処理（棚卸資産、資産除去債務、金銭債権債務）に誤りがあることが判明したため誤謬の訂正を行いました。

(2) 当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。影響額につきましては、「株主資本等変動計算書」の「誤謬の訂正による累積的影響額」に記載しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 438,117 千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 252,649 千円

長期金銭債権 510,000 千円

短期金銭債務 22,591 千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 997,605 千円

仕入高 400 千円

販売費及び一般管理費 42,789 千円

営業取引以外の取引による取引高 13,590 千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 事業年度末日における発行済株式数

	当期首 株式数	当期 増加株式数	当期 減少株式数	当期末 株式数
普通株式	200,000 株	－	－	200,000 株
A 種優先株式	12,000 株	－	－	12,000 株
B 種優先株式	57,000 株	25,000 株	－	82,000 株
合計	269,000 株	25,000 株	－	294,000 株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生主な原因は、税務上の繰越欠損金等であります。なお、繰延税金資産の回収可能性について検討を実施し、全額評価制引当金を計上しております。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、事業計画に照らして必要な資金を調達しております。

営業債権である売掛金等は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、定期的に各執行役員に報告され、個別に把握及び対応を行う体制としております。

営業債務である買掛金等は、一年以内の支払い期日であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年5月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（(注2)をご参照ください。）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	8,536,952	8,536,952	—
(2) 売掛金	271,903	271,903	—
(3) 長期貸付金	510,000	517,263	7,263
資産計	9,318,855	9,326,119	7,263
(4) 買掛金	294,399	294,399	—
(5) 未払金	148,141	148,141	—
(6) 預り金	1,136,234	1,136,234	—
負債計	1,578,775	1,578,775	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは主に短期間で決済されるため、時価帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 買掛金、(5) 未払金、(6) 預り金

これらは主に短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式（貸借対照表計上額 492,705 千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記表中には含めておりません。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

種類	会社等の 名称	議決権等 の所有 (非所有) 割合	関連当 事者と の関係	取引内容	取引金額 (千円) (注 3)	科目	期末残高 (千円)
子会社	㈱IRIS	(所有) 直接 51.0	資金の 援助 役員の 兼任	決済機付き広告タ ブレット販売およ び広告売上 (注 2)	502,232	売掛金	115,401
				貸付金の利息受取 (注 1)	3,999	未収利息	7,517
				資金の貸付 (注 1)	—	長期貸付金	400,000
子会社	アイマッ チング㈱	(所有) 直接 100.0	資金の 援助	資金の貸付 (注 1)	180,000	短期貸付金	70,000
						長期貸付金	110,000
				貸付金の利息受取 (注 1)	182	未収利息	182
				出資	412,500	関係会社株式	412,500

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注 1) 資金の貸付についての利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- (注 2) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して価格交渉の上で決定しております。
- (注 3) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の 名称	議決権等 の所有 (非所有) 割合	関連当 事者と の関係	取引内容	取引金額 (千円) (注 3)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の子会 社	日本交通㈱	なし	資金の 借入 役員の 兼任	配車アプリシステ ム・IP 配車システ ム利用料等 (注 2)	173,349	売掛金	15,611
				利息の支払 (注 1)	9,590	未払金	—
				借入資金の返済	1,188,000	長期借入金	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注 1) 資金の借入についての利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- (注 2) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して価格交渉の上で決定しております。
- (注 3) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

10. 1株当たり情報

- (1) 1株当たり純資産額 △18,955 円 59 銭
- (2) 1株当たり当期純損失 14,529 円 92 銭

1 1. 減損損失に関する注記

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

用途	種類	場所	減損損失(千円)
事業用資産等	建物	東京都千代田区	31,953
	工具器具備品		634,135
	ソフトウェア		39,572
	ソフトウェア仮勘定		21,518
	電話加入権		2,565
	特許権		9,565

(2) 減損損失の認識に至った経緯

資産または資産グループが、当初予定していた収益を見込めなくなったため、減損損失を計上しております。

(3) 資産のグルーピングの方法

当社の各事業は、タクシー配車アプリ事業を中心にタクシー配車や乗車料金の決済等の周辺業務を営んでおります。各事業は、遂行の過程で相互に関連することから、全体を一つの資産グループと見做しております。

(4) 回収可能額の見積り方法

当資産グループの回収可能価額については、使用価値により測定しております。

